

令和 7 年度
岡山県交通安全実施計画

岡山県交通安全対策会議

ま え が き

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、人命尊重の理念の下策定した「第11次岡山県交通安全計画」（令和3年度から令和7年度）の基本方針に従い、現下の情勢に対処するため、令和7年度に県内の陸上交通の安全に関して講ずべき施策を定めたもので、県及び国の指定地方行政機関等が相互に緊密な連携を図るとともに、市町村をはじめ、関係機関・団体及び県民と連携して、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

目 次

第1章 道路交通の安全	1
第1節 交通安全思想の普及	1
1 交通安全教育の推進	1
2 交通安全に関する普及啓発活動の推進	5
3 民間交通安全団体等の主体的活動の促進	9
第2節 安全運転の確保	10
1 運転者教育等の充実	10
2 きめ細かな運転者施策の推進	14
3 運転免許手続における利便性の確保等	14
4 適正な運転免許行政の推進	15
5 運転管理の改善及び運行管理の充実	16
6 交通労働災害の防止等	17
7 道路交通に関する情報の充実	18
第3節 道路交通秩序の維持	20
1 交通指導取締りの推進	20
2 交通犯罪捜査の徹底	21
3 暴走族等に対する取組	21
第4節 車両の安全性の確保	22
1 自動車の検査及び整備の充実	22
2 自転車の安全性の確保	23
第5節 道路交通環境の整備	24
1 交通安全施設等の整備	24
2 効果的な交通規制の推進	26
3 生活道路の交通安全対策「ゾーン30プラス」の推進	27
4 環状交差点（ラウンドアバウト）の導入	27
5 高度道路交通システム（ITS）の整備	27
6 交通需要マネジメント（TDM）の推進	27
7 総合的な駐車対策の推進	27
8 地域住民等と一体となった安全な道路環境の整備	28
9 用水路等への転落防止対策の推進	28
10 キッズゾーンの設定	28
11 その他道路交通環境の整備	28
第6節 救助・救急体制等の整備	30
1 救助・救急体制の整備・拡充	30
2 救急医療体制の整備	32
第7節 自動車損害賠償責任保険制度の充実	33
1 自賠責制度の広報	33
2 原動機付自転車等への対応	33
第8節 交通事故被害者支援の充実強化	34
1 交通事故相談業務の充実	34
2 交通事故被害者等の心情に配慮した支援の推進	34
3 その他の援助活動	34

第9節 道路交通事故原因の総合的な調査研究の推進	35
第2章 鉄軌道交通の安全	36
第1節 鉄軌道交通環境の整備	36
1 鉄軌道施設等の安全性の向上	36
2 運転保安設備等の整備	37
第2節 鉄軌道交通の安全に関する知識の普及	38
第3節 鉄軌道の安全な運行の確保	38
1 保安監査の実施	38
2 運転士の資質の保持	38
3 安全上のトラブル情報の共有・活用	39
4 気象情報等の充実	39
5 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	39
6 運輸安全マネジメント評価の実施	39
7 計画運休への取組	39
第4節 鉄軌道車両の安全性の確保	40
第5節 救助・救急活動の充実	40
第6節 被害者支援の推進	40
第7節 鉄軌道事故等の原因究明と事故等防止	40
第3章 踏切道における交通の安全	41
第1節 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備等の促進 ..	41
第2節 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	41
第3節 踏切道の統廃合の促進	42
第4節 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	42

第1章 道路交通の安全

第1節 交通安全思想の普及

1 交通安全教育の推進

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

人命尊重の理念の下に、県民一人ひとりが交通社会の一員として、交通事故防止を自らの問題として捉え、「思いやり」、「ゆずりあい」の心を持ち、相手の立場を尊重する良き社会人を育成することを基本として、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき、幼児から高齢者に至る各年齢層に対し、交通ルール遵守とマナーアップによる交通事故防止を図るため、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

推進に当たっては、交通安全教育に携わる者に広く指針を普及するとともに、交通安全教育指導者の育成に努める。

(2) 幼児に対する交通安全教育

幼稚園、保育所、認定こども園、児童館、家庭、地域において、関係機関・団体等との連携を図りながら、交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。

ア 幼稚園、保育所及び認定こども園における教育の充実

幼稚園、保育所及び認定こども園における生活指導の中に、交通安全指導を計画的に組み入れ、安全に行動できる習慣、態度を身に付けるよう継続的に安全指導を実施するとともに、幼児交通安全クラブ（ももたろうクラブ）の結成を促進する。

イ 児童館等における教育の充実

児童館においては、主として幼児を対象に、遊びによる生活指導を通じて交通安全に関する指導を推進する。

また、母親クラブや子育てサークル等による児童の事故防止等に向けた活動の促進を図る。

区 分	本年度事業規模 (見込み)	6年度事業実績
母親クラブ活動 促進事業	活動費補助 65クラブ (指定都市・中核市を除く。)	活動費補助 65クラブ (指定都市・中核市を除く。)

(3) 児童・生徒等に対する交通安全教育

学習指導要領の趣旨を生かし、交通安全教育を教育課程に明確に位置付けて、児童・生徒の心身の発達段階や地域の実態に即した指導を行うことにより、日常生活における安全のために必要な事柄を実践的に理解させるとともに、自他の生命を尊重して、安全な生活を営むことのできる態度や能力を養うことを目標として、教育活動の全体を通じて計画的、組織的かつ継続的に行う。

ア 小・中学校における交通安全指導の重点

くらし安全安心課
保健体育課
交通企画課

くらし安全安心課
子ども未来課
保健体育課

保健体育課

小学校及び中学校においては、教科「体育」・「保健体育」、道徳、学級活動の児童生徒会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心に「安全な歩行と横断の仕方」、「自転車の安全な利用の仕方」等を指導の重点とし、交通事故災害の現状、原因及び安全な行動の仕方について理解を深め、安全に行動できるように指導する。

イ 高等学校における交通安全指導の重点

高等学校においては、小・中学校における指導内容を一層充実させて実施するとともに、自転車及び二輪車による交通事故及び車にまつわる問題が後を絶たない現状から、科目「保健体育」や特別活動の時間を中心に指導の徹底を図り、交通法規の遵守や安全運転の実技指導を行うなど、常に的確な判断の下に安全に行動できるように指導する。こうした指導を通じて、生命を尊重し、他の人々や社会の安全に進んで協力し、貢献できるような将来の良き社会人の育成に努める。

ウ 交通安全指導担当教職員の資質の向上

交通安全に関する指導を効果的に実施するため、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省）、「学校安全資料『子どもを事件・事故から守るためにできることは』」（文部科学省）、「学校安全資料『事件・事故災害から守るためにできることは』」（文部科学省）、「生徒の安全な通学のための教育教材『安全な通学を考える～加害者にもならない～』」（文部科学省）等の趣旨の徹底を図るとともに、講習会、研修会、学校安全研究発表会等の開催により教職員の指導力の向上に努める。

区 分	本年度事業規模	6年度事業実績
学校安全研修講座	実施対象等 小・中学校及び高等学校の担当教職員 ○オンラインによる「e－ラーニング」研修 500人	実施対象等 小・中学校及び高等学校の担当教職員 ○オンラインによる「e－ラーニング」研修 500人
交通安全教室講習会	実施対象等 小・中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の担当教職員等 50人	実施対象等 小・中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の担当教職員等 31人
学校安全中核教員養成研修	実施対象等 県立学校の担当教職員等 70人 (交通安全内容は隔年実施のため、本年は実施しない)	実施対象等 県立学校の担当教職員等 69人 (交通安全内容は隔年実施)

エ 交通安全管理の徹底

児童・生徒の登下校時における安全を確保するため、各学校では、保護者、関係機関等と協力して、通学路の設定と安全点検の充実を図るとともに、それぞれの交通手段の特性を考慮して、通学路を設定する。

また、通学路の危険箇所について必要に応じ、警察、道路管理者等関係機関との合同点検を実施し、危険箇所については、学校、関係機関が連携しながら総合的な安全対策を講じることにより、交通事故防止に万全を期する。

さらに、高等学校においては、高校生が運転免許を取得する場合には、免許取得や通学に関する決まり等の設定、車両の点検や駐車に関する指導を徹底するなど安全確保に努める。

オ 組織活動の充実

交通安全指導等を効果的に進めていくため、学校と家庭、地域社会及び関係機関等が連携を密にし、実効のある組織活動を展開する。

特に、高等学校交通安全教育推進連絡協議会及び県下7ブロック協議会活動の推進と充実を図るとともに、PTAをはじめ、県民を挙げて生徒に対する交通安全指導活動を推進する。

区 分	本年度事業規模	6年度事業実績
高等学校交通安全教育推進連絡協議会	推進連絡協議会 1回 ブロック協議会 14回 (書面開催含む。)	推進連絡協議会 1回 ブロック協議会 14回 (書面開催含む。)

(4) 成人等に対する交通安全教育

ア 若者に対する交通安全教育

若者の交通事故防止を図るため、デジタルサイネージやSNS等を活用した広報啓発や交通安全情報の発信を通じて、交通ルールの遵守や交通安全意識の高揚を図る。

また、大学生等に対しては、関係機関・団体等と連携し、車両の利用実態や交通事故の発生状況等に応じ、効果的な広報啓発や交通安全教育を推進する。

イ 成人に対する交通安全教育

成人に対する交通安全教育は、社会人として交通ルールの遵守と運転に伴う社会的責任の自覚を促し、安全運転意識を醸成するため、運転免許取得時及び免許更新時等に行う運転者教育のほか、企業等における交通安全教育の充実に努める。

運転免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、安全運転に必要な知識及び技術の習得に向けた教習水準の一層の向上に努める。

ウ 企業の管理者に対する交通安全教育

安全運転管理者・運行管理者を対象にした「安管・運管セーフティスクール」を開催し、事業所等における安全運転管理の徹底を図る。

くらし安全安心課
長寿社会課
交通企画課
運転免許課

区 分	本年度事業規模	6 年度事業実績
安管・運管セーフティスクール	県下の安全運転管理者・運行管理者	県下の安全運転管理者・運行管理者
	44人	45人
	実施回数 2 回	実施回数 2 回

エ 地域における交通安全教育

運転・歩行能力診断装置、視野診断計、夜間視認性体験装置等の交通安全体験機器を搭載した交通安全体験車を効果的に運用し、すべての道路利用者を対象に参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

〈交通安全体験車の運用状況〉

区 分	出動回数	体験人数
令和 6 年	64 (20)	2,668 (694)
令和 5 年	63 (30)	1,874 (851)
増 減	+1 (-10)	+794 (-157)

※（ ）内は高齢者を示す。

(5) 高齢者等に対する交通安全教育

ア 教育機会の拡充

高齢者の交通安全意識の高揚を図るため、参加・体験・実践型の交通安全教育の拡充を図るとともに、関係機関・団体と連携し、安全運転サポート車と後付けペダル踏み間違い急発進抑制装置の普及啓発に努める。

特に高齢者が関係する交通死亡事故等が発生した場合は、再発防止のため、発生地の交通安全対策協議会等による対策が速やかに講じられるよう助言する。

また、公民館をはじめとする社会教育施設における各種生涯学習事業の機会を利用して交通安全意識の高揚を図るほか、老人クラブ等に未加入の高齢者等に対しては、交通安全母の会等の世帯訪問や、地域高齢者の実情に精通している民生委員、児童委員に情報を提供して、通常の福祉活動や高齢者世帯への訪問活動を通じて個別指導を実施する。

さらに、身体に障害のある方に対しては、地域における福祉活動の場を活用した交通安全指導を行う。

イ 関係機関による啓発活動の促進

高齢者同士の相互啓発により、交通安全意識の高揚を図るため、老人クラブ(2,216クラブ、110,218人〈R6.3末現在〉)等を中心とした交通安全活動を促進するとともに、高齢者にとって身近な関係機関・団体である、町内会、交通安全母の会等と連携して、自主的な交通安全活動を展開し、地域・家庭における交通安全活動の主導的役割を果たすよう指導・援助を行う。

ウ LEDライト及び夜光反射材着用の定着化

高齢者の夜間歩行中の死亡事故を防止するため、交通安全県民運動をはじめ、あらゆる交通安全教室等の機会を通じ、関係機関・団体と協力して、LEDライトや夜光反射材の効果を実証実験等で体験学習させる

くらし安全安心課
長寿社会課
交通企画課
市町村

などの方法により、夜光反射材等着用の定着化を図る。

(6) 外国人に対する交通安全教育

外国人が交通事故の当事者となる場合があることから、各事業所等における交通安全講習をはじめ、参加・体験・実践型の講習会の開催等により、我が国の交通ルールに関する知識の浸透を図る。

くらし安全安心課
交通企画課

2 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) 時季の交通安全県民運動

春、秋の交通安全県民運動を中心に、時宜に応じた活動を積極的に推進し、県民総参加による幅広い各種県民運動を展開する。

くらし安全安心課
保健体育課
交通企画課
市町村

ア 春の交通安全県民運動

実施期間 令和7年4月6日～4月15日

スローガン「交通ルール 守って笑顔 晴れの国」

運動重点

(ア) 全国共通の重点

- ①こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- ②歩行者優先意識の徹底と「ながら運転」等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- ③自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

(イ) 岡山県の重点

- ①横断歩行者優先の徹底
- ②運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底
- ③スピードダウンの励行
- ④自転車の安全利用とヘルメット着用に向けた理解の促進

イ 秋の交通安全県民運動

実施期間 令和7年9月21日～9月30日（予定）

ウ 年末・年始の交通事故防止県民運動

実施期間 令和7年12月1日～令和8年1月初旬（予定）

(2) みんなで防ごう交通事故県民運動

実施期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

スローガン「守ろう交通ルール、高めよう交通マナー」

交通事故の防止のため、県民一人ひとりが交通ルールの遵守と交通マナーアップを目指して、交通安全意識の高揚を図る。

くらし安全安心課
保健体育課
交通企画課
市町村

(3) 高齢者交通安全県民運動

実施期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

スローガン「しっかりと 守ってお手本 交通ルール」（高齢者自身）

くらし安全安心課
交通企画課
市町村

「ささえ愛 絆で守る 高齢者」（高齢者保護）

令和6年中の高齢者の交通事故死者は37人で、全死者（60人）に占める割合は61.7%であった。

また、高齢者が過失割合の高い第1当事者となる死亡事故は24件で、全体（58件）に占める割合は41.4%であった。

交通事故死者において高い割合を占める高齢者の被害及び加害事故を防止するため、高齢者自身の交通安全と県民の高齢者保護意識の高揚と浸透を推進する。

（4）ストップ飲酒運転県民運動

実施期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

スローガン「許さない！見逃さない！飲酒運転」

「岡山県飲酒運転を許さない社会環境づくり条例」に基づき、飲酒運転の危険性・悪質性を広く県民に周知し、規範意識を確立するため、交通安全教育や広報啓発活動を強力に推進するとともに、関係機関・団体と連携して、「飲酒運転4（し）ない、3（さ）せない運動」、「ハンドルキーパー運動」等の取組を推進する。

また、「飲酒運転根絶宣言店登録制度」の周知と登録店の募集を促進し、酒類提供飲食店をはじめ、県民総ぐるみによる飲酒運転根絶に向けた取組を推進する。

くらし安全安心課
交通企画課
市町村

（5）各種交通安全活動の推進

ア ゴールデンウィークの交通事故防止 4月27日～5月6日

イ 自転車月間 5月

ウ 梅雨期の交通事故防止 6月～7月

エ 夏の交通事故防止 7月～8月

オ 行楽期の交通事故防止 10月～11月

カ 県民交通安全の日 毎月10日 交通安全日
毎月25日 子どもと高齢者を守る日

キ 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日、9月30日

くらし安全安心課
保健体育課
交通企画課
市町村

（6）横断歩道における歩行者優先等の徹底

街頭活動、広報啓発活動及び交通安全教育を通じて、運転者に対しては、横断歩道における歩行者の優先義務をはじめ、横断歩道や横断者に対する確認の徹底、横断歩道の道路標識や予告表示（いわゆる「ダイヤモンドマーク」）について周知し、歩行者に対しては、斜め横断の禁止、横断歩道の利用等の基本的な交通ルールと横断歩道を渡る際の「アイコンタクト」、「手上げ」による横断の意思表示の実践を周知する。

くらし安全安心課
保健体育課
交通企画課
市町村

（7）自転車利用者等の対策の推進

ア 良好な自転車の交通秩序を実現するため、地方公共団体、警察、学校

くらし安全安心課
保健体育課

及び自転車関係事業者等が連携し、交通の方法に関する教則や自転車安全利用五則を活用して効果的な広報啓発活動を実施する。

また、全ての自転車利用者に対して交通ルールの周知を図るとともに、各警察署で指定する「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、街頭における指導啓発活動を推進する。

イ 自転車利用時の酒気帯び運転やスマートフォン等による「ながら運転」の罰則強化について積極的に周知を図るとともに、街頭における指導啓発活動を推進する。

ウ 小・中学生、高校生に対しては、自転車利用時の基本的な交通ルールの周知に向けた交通安全教室の開催や、交通安全教育資料を活用するなどして自転車の安全利用意識の向上に努める。

また、14歳以上の自転車利用者に対しては、自転車運転者講習制度についても周知を図る。

エ 学校や自転車販売店等と連携し、乗車用ヘルメットの着用による被害軽減効果について周知を図るとともに、SNS等を通じた情報発信や広報啓発活動を推進し、乗車用ヘルメットの着用率向上を図る。

オ 「岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について、地方公共団体・警察・学校等と連携し、各種安全運動や自転車月間等の機会を捉え、条例の内容を周知するとともに、チラシや県ホームページ等による効果的な広報啓発活動を推進し、自転車損害賠償責任保険（共済）への加入促進を図る。

カ 特定小型原動機付自転車については、16歳から免許不要で運転可能であり、基本的な交通ルールや車両特性を踏まえた安全利用の周知を図る必要があることから、各種交通安全講話等の機会を捉えて交通安全教育を推進する。

また、販売事業者等に対して「パーソナルモビリティ安全利用官民協議会」が示す関係事業者ガイドラインに基づき、購入者等に対する年齢確認や交通ルールの周知等、適正利用に向けた指導を行うとともに、連携して広報啓発に努める。

（８）「無事故・無違反チャレンジ200日」の推進

10人が1チームとなり、無事故・無違反を目指すことによって安全運転を習慣付けるとともに、広く県民の交通安全意識の高揚を図る。

区 分	本年度事業規模	6年度事業実績
無事故・無違反 チャレンジ200 日	R7. 6. 15～R7. 12. 31 (1チーム10人)	R6. 6. 15～R6. 12. 31 参加チーム 5,036チーム 達成チーム 3,666チーム 達成者 48,750人

交通企画課
市町村

くらし安全安心課
保健体育課
交通企画課
市町村

(9) 交通安全に関する広報の推進

県民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通ルールの遵守とマナーの実践を習慣付けるため、県、市町村及び関係機関・団体が緊密に連携を図り、家庭、学校、職場、地域等それぞれの場に交通安全情報が行き渡るよう、各種広報媒体を活用した広報を計画的に行う。

ア 各種交通安全運動の実施に当たり、ポスターの掲示、チラシの配布等を行う。

イ テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して積極的に資料を提供する。

ウ 市町村、関係機関・団体等に対して広報誌、有線放送等を積極的に活用するための資料を提供する。

エ 交通安全DVD等交通安全資機材の活用を促進する。

オ SNS等を活用し、交通安全情報や啓発動画等の配信を行う。

カ 高速道路等における安全で円滑な道路空間を確保するため、利用者への交通安全啓発活動を実施する。

(10) 先進技術を活用したセーフティ・ドライブの推進

衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置などを搭載した「安全運転サポート車」と後付けペダル踏み間違い急発進抑制装置の普及啓発を行う。

交通事故の抑止及び被害軽減に効果が期待される安全運転サポート車の普及促進を図るため、県内の自動車ディーラー等と協働して、高齢者等を対象とした乗車体験を含む交通安全教室を実施する。

(11) その他の普及啓発活動の推進

ア LEDライト、夜光反射材着用の定着化

薄暮・夜間の歩行者交通事故の防止に向け、LEDライトや夜光反射材の有効性について周知を図るとともに、着用の定着化に向けた広報啓発を推進する。

イ 市町村別交通事故ワースト交差点等の公表

全ての道路利用者が、交通上危険な地点や路線等を認識できるよう、市町村別交通事故ワースト交差点等の公表を行う。

ウ 自動車安全情報の提供

自動車アセスメント及びチャイルドシートアセスメント情報や安全装置の有効性、自動車の正しい使い方、点検整備の方法に係る情報、交通事故の概況などの情報を総合的な安全情報として取りまとめ、自動車ユーザー、自動車運送事業者、自動車整備事業者などの受け手に応じて適時適切に提供することにより、関係者の交通安全に対する意識の高揚を図る。

エ 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災

くらし安全安心課
保健体育課
交通企画課
市町村
西日本高速道路㈱
本州四国連絡高速道路㈱

くらし安全安心課
交通企画課

岡山運輸支局
岡山地方気象台
くらし安全安心課
保健体育課
交通企画課
市町村

機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会を開催する。

3 民間交通安全団体等の主体的活動の促進

(1) 岡山県交通安全対策協議会等の活動の促進

岡山県の交通安全施策の中心的推進団体として、関係機関・団体等により構成される委員（122団体、135人）相互の連携を保ちながら、各種事業の実効的推進が図られるよう、総合的かつ効果的な活動を展開する。

また、市町村交通安全対策協議会との連携を強化し、活動の促進を図る。

くらし安全安心課
市町村

(2) 交通安全母の会の活動の促進

交通安全母の会の組織の充実と会員の資質向上を図るため、次の事業を通じ自主活動を促進する。

くらし安全安心課
市町村

区 分	本年度事業規模	6年度事業実績
地区研修会	3回 300人	3回 215人
リーダー養成講座	1回 60人	1回 32人

(3) 幼児交通安全クラブの結成及び活動の促進

幼児を交通事故から守るため、地域の特性に応じた保護者と子の幼児交通安全クラブ「ももたろうクラブ」の結成促進に努めるとともに、指導者養成の研修会を開催し、その活動の促進を図る。

くらし安全安心課
市町村

区 分	本年度事業規模	6年度事業実績
幼児交通安全クラブ指導者研修会	3回 300人	3回 136人

(4) 事業所における運転者教育活動の促進

交通安全教育指針に示された運転者教育の効果的推進を図るため、安全運転管理者・運行管理者選任事業所の管理者等の指導能力の向上を図る。

交通企画課

(5) 交通安全協会と連携した活動の促進

交通安全協会（交通安全活動推進センター）が行う各種交通安全活動について緊密に連携を図るとともに、次の事業等が効果的に行われるよう協力する。

交通企画課

ア 交通安全広報・啓発

イ 交通事故相談

ウ 運転適性指導

エ 優良運転者等の表彰

オ 「交通移動教室」（みどり号）による自転車の安全な乗り方指導

区 分	本年度事業規模	6年度事業実績
交通移動教室	指導回数 55回	69回 参加者 6,077人

(6) 交通警察協助員の育成指導

交通警察協助員（定員800人）に対し、その業務遂行に必要な交通関係法令の習熟や、街頭活動要領等について指導を行い、活動の促進を図る。

交通企画課

(7) 安全安心教育講師団の活用

地域、学校等における安全安心教育を促進するため、交通安全や防犯に対する知識と熱意を有する人を講師として登録し、安全安心関係団体等の要請に基づき講師を派遣している安全安心教育講師団の効果的かつ積極的な活用を図る。

くらし安全安心課

区 分	本年度事業規模	6 年度事業実績
安全安心教育 講師団の運営	講師 16人・1 団体 派遣回数 80回程度	講師 17人・1 団体 派遣回数 83回

(8) その他の団体との連携

交通安全に関心を深め、それぞれの立場で交通安全活動の推進が図られるよう各種団体と協働する。

くらし安全安心課
市町村

第2節 安全運転の確保

1 運転者教育等の充実

(1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

運転免許課

ア 指定自動車教習所の教習の充実

(ア) 指定自動車教習所に対する指導監督を強化し、教習カリキュラムに基づいた指導により、優れた危険予知能力と交通安全意識の高い初心運転者の育成に努める。

(イ) 指定自動車教習所における教習水準を一層高めるため、管理者、教習指導員、技能検定員等の指導育成に努める。

イ 合格時講習の充実

新規免許取得者に対し、合格時に交通事故の発生状況、道路交通の現状、運転者の社会的責任の自覚等に重点を置いた講習を行い、効果的な運転者教育を実施する。

(2) 運転者に対する再教育等の充実

運転免許課

ア 初心運転者講習及び若年運転者講習の充実

運転管理課

初心運転者講習及び若年運転者講習の適正運用により、自己制御能力を養成し、一定の違反行為者に対する危険性の兆候を早期に改善することで交通違反・事故の再発防止を図る。

イ 更新時講習の充実強化

(ア) 現在、実施している優良運転者講習、一般運転者講習、違反運転者講習、初回更新者講習及び高齢者講習について、それぞれの対象に応じたきめ細かい講習カリキュラムを策定するなど、効果的な講習の実

施に努める。

- (イ) 更新時講習受講者に対し、交通の方法に関する教則、危険予測など自動車等の安全な運転に必要な知識、交通安全を訴える事故被害者や遺族の手記等を掲載した教本及びDVD等の視聴覚教材のほか、県内の交通事故の発生状況や運転者の心構え等を内容とする岡山県版資料を活用し、効果的な講習を実施する。

(ウ) ドライブレコーダー映像を活用した運転者教育

更新時講習時開始前の待ち時間等に、交通事故映像等が収録された安全教育用DVDを放映するなどして、運転者教育の充実に努める。

ウ 運転免許取得者教育認定制度の普及と再教育の推進

教習所等における既得免許者を対象とした運転免許取得者教育認定制度（一定基準以上の施設、指導員、教育内容で実施する教習所を車種、運転経験等の課題ごとに公安委員会が認定する。）を普及させ、企業や地域の運転者の再教育を徹底する。

エ 処分者講習の充実

- (ア) 行政処分により、運転免許の効力を停止した者に対する改善教育

（停止処分者講習）を効果的に推進するため、運転者管理業務の電算処理システムを効果的に活用して、受講者の年齢層別、車種、違反、事故等の実態別に応じた各種の学級編成を行うほか、飲酒・高齢者学級、特別学級を実施してきめ細かな教育に努める。

また、運転適性検査機器や運転シミュレーター等の機器の使用、実車の運転による個別指導等により、受講者と指導員が共に考える参加・体験・実践型の講習を行い、運転適性や運転者個癖を診断し、個々の診断結果に基づき個別のかつ具体的な教育を行うことにより運転者資質の向上に努める。

〈処分者講習の状況〉

（単位：人）

区 分	受 講 者 数			
	短 期	中 期	長 期	合 計
令和6年	2,098	296	242	2,636
令和5年	1,935	300	225	2,460
増 減	163	-4	17	176

- (イ) 違反行為等により運転免許の取消、拒否、禁止の処分を受けた者等に対する取消処分者講習を充実させるため、運転適性検査を中心としたカウンセリング方式による個別指導を行うほか、運転実技指導やディスカッションによる指導員と受講者が共に考える参加・体験・実践型の講習を行い、受講者個々の特性に応じた講習内容、講習方法の充実強化に努める。

また、飲酒運転により運転免許の取消処分を受けた者等に対し、飲酒行動の改善や飲酒運転に対する規範意識の向上を目的とした「飲酒取消講習」を実施することで飲酒運転の抑止や飲酒運転に対する問題意識を持たせる指導を行い、飲酒運転の再犯防止を徹底する。

オ 違反者講習の充実

違反者講習は、軽微な交通違反や交通事故により累積点数が6点に該当する者に対して、運転免許の効力の停止を行わず講習を受講させることにより運転者の資質の改善を図っているところ、講習に実車の運転、社会参加活動を通じての個別指導及びディスカッションを盛り込むことで講習効果の向上を図る。

〈違反者講習の状況〉

(単位：人)

区 分	通知数	受 講 者 数		
		実車コース	社会参加活動コース	合計
令和6年	805	616	173	789
令和5年	817	595	164	759
増 減	-12	21	9	30

カ 運転適性検査の実施

受検者の検査結果に現れた運転特性に応じた効果的な安全運転指導により、正しい運転の意識付け等の醸成を図る。

〈運転適性検査の状況〉

(単位：件)

区 分	運 転 適 性 検 査			
	ペーパー検査	機械検査	模擬検査	合 計
令和6年	1,532	915	4	2,451
令和5年	1,952	865	6	2,823
増 減	-420	50	-2	-372

(3) 二輪車運転者教育の推進

指定自動車教習所の大型・普通自動二輪車教習及び原付講習における教習カリキュラム等に基づき、二輪車運転者に対する教育の充実を図り、安全意識の高いライダーの育成に努める。

運転免許課

(4) 高齢運転者対策の推進

ア 高齢者講習制度等の適正な運用

運転技能検査、認知機能検査及び高齢者講習の的確で円滑な運営に努める。

運転免許課

〈高齢者講習の状況〉

(単位：人)

区 分	受 講 者 数	年 齢 別	
		70 ～ 74歳	75歳以上
令和6年	72,078	22,286	49,792
令和5年	65,801	15,874	49,927
増 減	6,277	6,412	-135

イ 臨時適性検査等の確実な実施

免許更新時及び臨時の認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判定された方に対して臨時適性検査又は主治医の診断書提出命令を確実

に行う。

また、交通事故捜査や安全運転相談等により、認知症等自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等が疑われる運転者を把握した場合は、的確に臨時適性検査等を行うとともに、認知症であることが判明した方には、運転免許の取消し等の行政処分を適切に行う。

ウ 高齢者からの相談等に対する適切な対応

高齢者やその家族からの安全運転相談をはじめとした各種相談や高齢運転者教育等を実施する際に、高齢者の特性や心情に配慮した適切な対応を行うとともに、各種運転免許関係手続について高齢者の利便性の向上に努める。

(5) 運転免許の申請取消制度等の周知

運転免許の申請取消（自主返納）や運転経歴証明書制度及び運転免許証返納後の高齢者に対する支援事業の周知に努めるなど、運転に不安のある高齢運転者が運転免許証を返納しやすい環境づくりに努める。

〈運転免許の申請取消の状況〉

（単位：人）

区 分	合 計	内 訳	
		65歳以上	その他
令和6年	7,425	7,287	138
令和5年	7,239	7,104	135
増 減	186	183	3

(6) シートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底

各種交通安全講習等の機会を通じて、シートベルトやチャイルドシート等の着用効果や正しい着用方法等について周知を図るとともに、全ての座席での着用の徹底を図る。

(7) 自転車利用者に対する交通安全教育

小・中学校、高校等における自転車教室や短時間学習等を通じて、自転車の交通ルールに関する教育を推進するとともに、企業や団体等に対する交通安全講話等を通じて、自転車の交通ルール遵守に向けた教育を推進する。

また、自転車用ヘルメットの着用による交通事故の被害軽減効果についても周知を図り、着用率の向上に努める

(8) 交通安全教育の指導者に対する指導育成

運転者の再教育に係る各種講習等の指導者に対し、実践的、専門的な技能、知識を習得させ、指導能力を向上させるよう努める。

交通企画課
運転免許課

くらし安全安心課
交通企画課

くらし安全安心課
保健体育課
交通企画課
市町村

運転管理課

2 きめ細かな運転者施策の推進

(1) 安全運転相談の充実

障害のある方及び一定の症状を呈する病気等にかかっている方だけでなく、その家族等からの安全運転相談について、安全運転相談窓口における適切な対応のほか、専門知識の豊富な職員の配置、関係機関・団体との連携強化を図り、安全運転相談のより一層の充実に努める。

運転免許課

(2) 運転免許申請時・運転免許証更新時における正しい申告の徹底

一定の症状を呈する病気等に関する質問票の交付・提出制度について、県民に対する周知徹底に努める。その際、虚偽記載した質問票の提出に対する罰則が設けられていること、一定の病状を呈する病気に該当すること等を理由として取り消された方は3年以内であれば再取得に当たって運転免許試験が一部免除されること及び再取得した場合には当該取り消された運転免許が継続していたとみなされることを併せて周知することにより、正しい病状申告を促進する。

運転免許課

(3) 医師との連携

一定の症状を呈する病気等に該当する方の主治医からの届出が行いやすい環境づくりに配慮するとともに、臨時適性検査の円滑な運用のため、医師会等との連携を強化する。

運転免許課

3 運転免許手続における利便性の確保等

(1) 運転免許保有者に対する利便性の確保

運転免許課

ア 運転免許センター

更新免許証の即日交付を行うとともに、日曜日窓口を引き続き開設して、運転免許保有者の利便を図る。

また、日曜日窓口において記載事項変更届出及び申請による運転免許の取消し（代理人申請を含む。）を受け付け、申請に係る県民の負担軽減を図る。

イ 倉敷・津山各運転免許センター

全ての更新・再交付免許証の即日交付を継続し、運転免許センターから遠隔地に住所地を有する運転免許保有者の利便を図る。

ウ 警察署

免許更新手続における住所地制限を撤廃して、更新時講習を実施する全ての警察署で受理できるほか、免許更新や運転経歴証明書の申請用写真添付が省略できるよう運用を継続し、運転免許保有者の利便を図る。

エ 手続案内

ホームページやX（旧ツイッター）などのSNS等を活用したタイムリーな情報発信により運転免許の各種手続案内を行い、県民サービスの向上を図る。

(2) 運転免許試験受験者に対する利便性の確保

運転免許課

ア 運転免許センター

運転免許試験受験者の負担軽減と試験業務の合理化を図るため、技能試験については、電話等による予約制とするとともに、学科試験及び適性試験については、オンライン等による予約制とし、計画的な運用を行う。

イ 倉敷・津山各運転免許更新センター

指定自動車教習所卒業者を対象に、各種試験（技能試験を除く。）を実施することで、遠隔地に住所地を有する受験者の利便を図る。

(3) 運転免許証とマイナンバーカードの一体化施策の推進

令和7年3月24日から運用を開始した運転免許証とマイナンバーカードの一体化施策について、円滑かつ適正な運用を図るとともに、その保有状況に応じて住所変更等のワンストップサービスや更新時のオンライン講習等の行政サービスが利用可能になるといった情報提供に努める。

4 適正な運転免許行政の推進

(1) 運転免許試験及び指定自動車教習所における教習の水準の維持向上

運転免許課

ア 現下の交通情勢に応じて学科試験問題を適時更新するほか、技能試験官の資質の維持向上を図り、より適正かつ公平な運転免許試験の実施を推進する。

イ 指定自動車教習所に対する指導監督を徹底し、適正な業務の推進及び講習の水準の維持向上を図る。

(2) 悪質・危険な運転者の早期排除

運転管理課

交通事故・交通違反運転者等に対する迅速かつ確実な行政処分を行う。特に悪質・危険な運転者に対しては、仮停止・準仮停止制度を適用し、道路交通の場から速やかに排除して交通の安全と秩序の維持を図る。

また、他車両を妨害する目的で、急ブレーキ、進路変更禁止違反等の違反行為をした者については「妨害運転」を適用して、取消し処分を行い、悪質・危険な運転者を排除する。

〈取消・停止処分の状況〉

(単位：件)

区 分	処 分	内 訳	
		取 消	停 止
令和6年	3,762	691	3,071
令和5年	3,559	667	2,892
増 減	203	24	179

(3) 外国人の運転免許取得に関する取組

運転免許の学科試験は多言語による実施を推進する。また、外国等の運転免許を有する者への運転免許試験の一部免除に当たっては、偽造された外国等の運転免許証による日本の運転免許の不正取得を防止するため、自動車等の運転に支障がないことを迅速かつ適正に実施する一方で、日本と同等の水準にあると認められる免許制度を有する外国等の場には即日交付するなど、運転免許取得を希望する外国人の利便を図る。

さらに、関係団体と連携し、偽造国際運転免許証の利用を防止するとともに、安全運転のための日本の交通ルールの周知に努める。

運転免許課

5 運転管理の改善及び運行管理の充実

(1) 安全運転管理の改善

交通企画課

ア 安全運転管理の推進

安全運転管理者等が、事業所での自動車の安全な運転を確保するため、業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育や自動車の安全な運転に必要な業務について、交通安全教育指針に従って行えるよう必要な指導を行う。

イ 運転前後の酒気帯びの確認等の義務化に係る指導

安全運転管理者の業務として、令和5年12月1日から義務化されたアルコール検知器を使用した運転前後の運転者に対する酒気帯び有無の確認について、確実に実施されるよう広報啓発及び指導を行う。

ウ 法定講習会の実施

大学教授や専門講師による講話等、講習内容の充実を図り、安全運転管理者等の資質向上と適切な安全運転管理業務に資する効果的な講習会を実施する。

区 分	本年度事業規模	6年度事業実績
安全運転管理者 等法定講習会	会場講習 9回	会場講習 9回
	オンライン講習 7回	オンライン講習 7回
	対象 約8,600人	対象 約8,500人

エ 個別指導の推進

交通事故多発事業所や死亡・重傷事故を起こした事業所等については、その問題点と事後の安全対策を検討し、適切な安全運転管理が図られるよう個別指導を推進する。

(2) 運行管理の充実

岡山運輸支局

ア 運行管理の充実

自動車運送事業者に対し、運転者の運行が長時間にわたる場合の点呼の強化、運行指示書の作成・携行の義務付け、総運行期間の制限、運転者の健康管理等について指導を徹底し、運行管理の一層の充実を図る。

また、運行管理者の資質及び安全意識の向上を図るため、自動車事故対策機構等の専門機関を活用して、専門的かつ効果的な指導教育を行う

とともに、事業所内における運行管理者の業務処理状況を調査し、運行管理体制の確立及び運行管理業務の適正化について必要な指導を行う。

イ 個別指導の推進

自動車運送事業者に対して、事故、法令違反を予防するため、定期的に監査を実施する。特に、貨物自動車運送事業者にあつては、過去の監査、行政処分等の状況及び地方貨物自動車運送適正化事業実施機関による調査報告並びに都道府県公安委員会からの通報等を勘案し、指導を強化する。

なお、法令違反事業者等に対する行政処分等を視野に入れた特別監査を、引き続き実施する。

また、国土交通大臣が告示で定めた「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき、事業用自動車の運転者に対する教育を実施するよう指導する。

特に、交通事故惹起運転者、初任運転者及び65歳以上の高齢運転者にあつては、自動車事故対策機構が実施する適性診断を含む特別な教育を実施するよう指導する。

(3) 使用者等に対する指導

事業用自動車の使用者等に対する研修会、講習会を計画的に開催し、運転者管理の重要性を十分認識させ、事業所における運行管理体制の確立と指導強化に努める。

岡山運輸支局

6 交通労働災害の防止等

(1) 交通労働災害の防止

交通労働災害の防止を図るため改正された「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成30年6月1日基発0601第1号）等により、事業場における管理体制の確立、適正な労働時間等の管理・走行管理、教育の実施、健康管理、交通労働災害防止に関する意識の高揚、荷主・元請による配慮等の普及を図ることとするが、特に適正な走行計画による睡眠時間の確保、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保、国土交通省の定めた交替運転者の配置基準の作成等の周知を図る。

また、道路貨物運送業では、重層的下請であっても経費負担・役割分担を明確にするとともに荷役作業の遅延、運転者の予定外の荷役作業による疲労などの安全運行に悪影響を及ぼす事項をなくす必要があることから、事業者、荷主等に対し安全を確保するために、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（令和5年3月28日基発0328第5号）により、荷役作業の有無及びその作業の内容等必要事項を「安全作業連絡書」を活用して運送契約時に確認することについても併せて周知を図る。

岡山労働局

(2) 自動車運転者の労働条件の適正化

岡山労働局

自動車運転者の労働時間、休日、賃金制度等の労働条件の改善を図るため、労働基準法等関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年2月9日労働省告示第7号、改正令和4年12月23日労働省告示第367号。以下「告示」という。）を関係事業者等に遵守させるとともに、次のことを実施する。

ア 監督指導の実施

陸上貨物運送業、ハイヤー・タクシー業、バス業等の事業者を対象に、年間を通して監督指導を実施するほか、死亡災害や社会的問題となる交通事故を起こした事業者に対して、迅速に監督指導を行い悪質な事案に対しては厳重な処分を行う。

なお、タクシー事業者については、過労運転防止のために累進歩合制度の廃止について重点的に指導を行う。

イ 労働時間管理適正化指導員による指導・助言及び周知・相談

自動車運転者の労務管理に関し深い知識と経験を有する「労働時間管理適正化指導員」により、事業者に対し自動車運転者の労働条件・安全衛生の確保及び改善に関する指導・助言及び周知・相談を行う。

ウ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会の指導援助

陸上貨物運送事業労働災害防止協会岡山県支部の行う交通労働災害防止活動への指導援助を行う。

エ 荷主への協力依頼

無理な運送契約のため、運送事業者の自動車運転者が、過労運転等によって交通事故等労働災害を発生させないように、荷主に対して「告示」に関するリーフレットの配布等により計画的で適正な荷の発注について理解と協力を求める。

7 道路交通に関する情報の充実

(1) 道路交通情報の充実

ア 公安委員会所管事業

公安委員会においては、交通管制システム、車両感知器、交通監視カメラ、交通情報板の整備活用、パトロール等により、交通情報の積極的収集・提供体制を確立し、効果的な交通流の分散・誘導を行うことにより、交通の安全と円滑化を図る。

また、信号機の集中制御による交通の円滑化対策を推進する。

イ 道路管理者所管事業

道路管理者においては、道路パトロールの強化、光ファイバー・ネットワーク等新たな情報技術の活用等により積極的に情報を収集し、道路危険箇所、工事箇所等の道路情報を道路情報板、ラジオにより道路利用者に提供する。

このため道路情報板の設置、情報収集機器の整備、情報提供体制の拡充及び報道機関との連携を密にし、情報活動の強化を図る。

また、国が運用を開始した「道路緊急ダイヤル#9910LINEア

中国地方整備局
中国総合通信局
道路整備課
交通規制課
西日本高速道路(株)
本州四国連絡高速道路(株)

プリ」の活用を推進し、道路異状の情報を収集する。

ウ 中国総合通信局所管事業

(ア) イベントに伴う臨時の放送局の開設

博覧会やスポーツ大会等のイベントに際し、入場者等の利便及び会場周辺の交通安全を確保するための効果的な情報提供ができる「イベントに伴う臨時の放送局」の開設希望者に対して、開設に向けた相談対応や指導等を行う。

(イ) 道路交通情報を提供する路側通信システム等の普及促進

カーラジオを活用した中波(1620KHz)の電波により、ドライバーに対して道路交通情報に関して詳細かつ即時性のある情報を提供できる「路側通信システム」等の開設希望者に対して、開設に向けた相談対応や指導等を行う。

(ロ) コミュニティ放送局の普及促進

カーラジオ等のFMラジオを通して、地域住民や観光客等へ当該地域に密着したきめ細かな道路情報や商店街等の駐車場情報を提供できる「コミュニティ放送局」(市町村の一部地域を対象に放送を行うFM放送局)の開設希望者に対して、開設に向けた相談対応や指導等を行う。

(エ) 「高度道路交通システム(I T S)」の普及促進

「高度道路交通システム(I T S)」の普及促進について、必要に応じて関係機関との連携に努める。

エ 西日本高速道路株式会社所管事業

交通混雑状況、交通事故等異常事象及び高速道路に関する工事情報について関係機関に情報提供を行うとともに、道路情報板等の情報提供装置により道路利用者に迅速かつ的確に道路情報提供を行う。

(2) 気象情報等の充実

岡山地方気象台は、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達することにより、交通事故の防止・軽減を図る。

また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて、気象情報等をリアルタイムで分かりやすく提供する。

ア 気象特別警報・警報・予報等

適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知し、気象による道路交通障害の軽減を図る。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨洪水警報のキキクル(危険度分布)」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪(解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報)」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込ま

岡山地方気象台

れる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

イ 緊急地震速報(予報及び警報)、津波警報等

適時・適切に緊急地震速報(予報及び警報)、津波警報等、津波予報及び地震情報を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知し、地震・津波による道路交通障害の軽減を図る。

また、地震計による観測等に基づいた津波警報等の第一報を速やかに伝達する。その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づいて更新された津波警報等の伝達についても速やかに行う。

ウ 南海トラフ地震臨時情報等

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合には「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。さらに、地震・津波発生時には警報、地震、津波その他の現象に関する情報についても迅速かつ確実に提供する。

エ 噴火警報等

平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

第3節 道路交通秩序の維持

1 交通指導取締りの推進

(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締り

ア 交通事故分析に基づく交通指導取締り

交通事故の分析結果、住民からの要望等を踏まえて作成した「取締り管理簿」に基づいた取締りを推進し、その効果を検証して、検証結果を以後の方針に反映させるPDCAサイクルにより、更なる交通事故の抑止に努める。

イ 通学路等の安全確保に向けた交通指導取締り

交通指導課

通学路等においては重点的に警察官を配置して違反の未然防止を図るとともに、可搬式速度違反自動取締装置を活用した速度違反や通行禁止違反の取締りを推進する。

ウ 横断歩行者等妨害に対する指導取締り

横断歩道における歩行者の優先を徹底し、基本的な交通ルールを遵守するという意識を定着化させるため、横断歩行者等妨害等違反を重点とする指導取締りを強化する。

(2) 悪質交通違反者等に対する取締りの強化

無免許運転、飲酒運転等の重大交通事故に直結する違反の取締りを推進し、特に、無免許運転や飲酒運転に対しては、車両等提供罪、要求・依頼同乗罪等の周辺者に対する取締りを強化する。

交通指導課

(3) 自転車利用者に対する指導取締り

自転車利用者及び電動モビリティ利用者に対して、通行ルールの周知徹底を図るとともに、交通指導取締りを推進し、酒気帯び運転や携帯電話使用等違反、信号無視、一時不停止等の危険性の高い違反の取締りを強化する。

交通指導課

2 交通犯罪捜査の徹底

(1) 使用者等の責任追及等

過労運転、過積載運転、放置駐車、最高速度違反等の違反やこれらに起因する事故事件について、運転者にとどまらず、使用者に対する指示や自動車の使用制限命令を行うほか、これらの行為を下命、容認していた使用者を検挙するなど、使用者等の責任を追及する。

また、タクシーやトラック等の事業用自動車の交通法令違反については、運輸支局等に通知して所要の行政処分等を促し、再発防止を図る。

さらに、自動車整備業者等による車両の不正改造等、事業者による交通の安全を脅かす犯罪の取締りを推進する。

交通指導課

(2) 交通特殊事件等の捜査の徹底

白タク事件、交通事故を偽装した保険金詐欺事件等の交通特殊事件の情報収集及び捜査の徹底を図る。

飲酒運転、信号無視、無免許運転等が疑われる交通事故については、一般的に交通事故に適用される過失運転致死傷罪より罰則の重い危険運転致死傷罪や過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪の立件を視野に入れた捜査を推進する。

交通指導課

3 暴走族等に対する取組

(1) 暴走族追放のための各種活動の推進

県民生活の安全と平穏を確保し、少年の健全育成を図ることを目的と

くらし安全安心課
子ども家庭課

して、県、県民、保護者等の責務等を規定した「岡山県暴走族の追放の促進に関する条例」を効果的に運用し、暴走族の追放の促進に関する総合的な各種活動を推進する。

人権教育・生徒指導課
保健体育課
交通指導課
市町村

(2) 暴走行為等に対する取締り

暴走行為者の取締りを推進するとともに、集団暴走行為や爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、各種法令を適用して検挙する。
また、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、街頭検査を行い、不正改造車両等を押収するほか、不正改造等暴走行為を助長する行為に対する背後責任を追及する。

くらし安全安心課
子ども家庭課
人権教育・生徒指導課
保健体育課
交通指導課
市町村

(3) い集防止対策の推進と暴走行為阻止のための環境整備

暴走行為者等及び行為者が常習的にい集する場所の把握に努め、その施設の管理者に協力を求め、暴走行為者等をい集させない環境づくりを推進し、暴走行為等ができない道路交通環境を整備する。

くらし安全安心課
子ども家庭課
人権教育・生徒指導課
保健体育課
交通指導課
市町村

第4節 車両の安全性の確保
1 自動車の検査及び整備の充実

(1) 自動車の検査体制の充実

車両の安全性の確保を図るため、独立行政法人自動車技術総合機構中国検査部岡山事務所及び軽自動車検査協会の検査施設と要員の充実を図るとともに、指定自動車整備事業場の充実と指導監督の強化を行う。

岡山運輸支局

(2) 自動車の点検・整備の充実

自動車の点検・整備の確実な実施により、整備不良車両の運行を防止する。そのため、自動車関係諸団体と協力しつつ、定期点検整備促進運動等を展開するとともに、街頭車両検査、自動車運送事業者の監査等を行う。
なお、自動車運送事業者、整備事業者に対して、シートベルトが常時着用できる状態であることを確認するよう指導するとともに、自動車使用者に対しては街頭車両検査等を通じて、日常点検・定期点検整備の重要性並びに確実な実施、適切なシートベルトの使用方法及び安全なチャイルドシート選びのためのチャイルドシートアセスメントの情報提供を行う。
また、自動車運送事業者の整備管理者を対象に、研修会を開催するとともに、整備管理者未資格の者を対象とした研修会を開催する。

岡山運輸支局

区 分	本年度事業規模		6年度事業実績	
整備管理者選任前研修	11回	対象 440人	11回	対象 308人
整備管理者選任後研修	10回	対象 1,000人	10回	対象 1,028人

(3) 不正改造車の排除

マフラーの取り外しや過積載を目的とした不正改造等、道路交通に危険を生じさせ、社会に迷惑を及ぼす恐れのある不正改造車の排除について、広く一般に周知を図るとともに、自動車関係事業者の意識の高揚を図るため、6月1日から6月30日までを強化月間として「不正改造車を排除する運動」を実施する。

岡山運輸支局

(4) 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車分解整備事業者を取り巻く環境の変化に的確に対応していくため、自動車整備近代化の促進について指導するとともに、業務の適正な実施及び整備技術の向上を図るため、整備主任者、自動車検査員等の研修会を開催する。

特に整備主任者に対しては、急速に進む自動車の技術革新に対応できるよう、新技術に関する実技を含めた研修を実施する。

また、整備技術相談窓口の有効活用についても指導を行い、整備技術の向上を図る。

岡山運輸支局

区 分		本年度事業規模		6年度事業実績	
整備主任者研修	法令研修	20回	対象 2,500人	20回	対象 2,011人
	技術研修	29回	対象 650人	29回	対象 632人
検査員研修		19回	対象 2,270人	19回	対象 2,175人
事業場管理責任者研修		8回	対象 735人	8回	対象 712人
検査員教習		2回	対象 200人	2回	対象 158人

2 自転車の安全性の確保

(1) 点検整備と交通安全教育

岡山県自転車軽自動車商協同組合をはじめとする自転車の安全利用に関係のある機関・団体等と連携し、自転車の点検整備を促進するとともに、子ども、高齢者等を対象にした自転車の安全な乗り方教室や通学生徒等に対する街頭指導を積極的に実施する。

また、夜間における自転車の被視認性の向上に効果のあるオートライト自転車の推奨及び反射器材（後部・側部）の普及・促進を図る。

くらし安全安心課
保健体育課
交通企画課

(2) 広報活動

県民に対し、ハンドル、ブレーキ等が故障した自転車には乗らないよう呼び掛ける。

また、積極的な街頭点検を実施するとともに、「自転車安全整備店」での自転車の点検整備、「TSマーク(普通自転車基準適合)」や「SGマーク(製品安全基準適合)」製品等の利用の普及に努める。

中国経済産業局
交通企画課

(3) 放置自転車対策

歩道等に自転車を放置することは、歩道の効用を失わせ、交通事故の原因となりうることから、自転車駐輪場の確保や、道路及び点字ブロック上に自転車を放置しないことについて対策を推進する。

くらし安全安心課
交通企画課
市町村

第5節 道路交通環境の整備

1 交通安全施設等の整備

(1) 交通安全施設等整備事業

ア 公安委員会所管事業

交通事故が多発し、又は多発するおそれがある道路、歩行者・自転車利用者の安全を確保すべき道路、その他交通の安全を確保する必要がある道路に信号機を設置するほか、必要な交通規制を実施するための道路標識、道路標示を整備する。

中国地方整備局
道路整備課
交通規制課
市町村

区 分	本年度事業規模		6年度事業実績	
交通安全施設整備事業	信号機改良等	75基	信号機改良等	128基
	信号機新設	4基	信号機新設	4基
	道路標識	500本	道路標識	600本
	道路標示		道路標示	
	横断歩道等	17km	横断歩道等	16km
	実線標示	55km	実線標示	52km
	道路標識(新設)	437本	道路標識(新設)	440本
	道路標示(新設)		道路標示(新設)	
	横断歩道等	160本	横断歩道等	160本
	実線標示	20km	実線標示	20km
	図示標示	322箇所	図示標示	342箇所

イ 道路管理者所管事業

安全かつ円滑、快適な交通環境の実現を目指して、交通安全施設等の整備充実を図る。

特に事故危険箇所の対策、歩道・自歩道の整備を重点的に実施する。

区 分	本年度事業規模		6年度事業実績	
一種事業	【国土交通省管理】		【国土交通省管理】	
	歩道等	2.2km	歩道等	4.7km
	交差点改良	6箇所	交差点改良	6箇所
	【県管理】		【県管理】	
	歩道等	20.1km	歩道等	20.6km
	交差点改良等	21箇所	交差点改良等	23箇所
二種事業	【国土交通省管理】		【国土交通省管理】	
	道路照明	0基	道路照明	2基
	道路標識	0基	道路標識	0基
	【県管理】		【県管理】	

道路照明	16基	道路照明	16基
道路標識	0基	道路標識	0基

(2) 福祉のまちづくりの推進

岡山県福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者や障害のある人をはじめ誰もが自らの意思で自由に行動し、安全で快適に暮らすことができるバリアフリー社会の実現に向けて、福祉のまちづくりを総合的に推進する。

また、道路、公共交通機関については、引き続き安全で快適な歩行者空間、公共交通を利用しやすくする環境の整備を促進する。

(3) バリアフリー歩行空間の整備

ア 公安委員会所管事業

道路を通行する全ての人にとって、分かりやすく利用しやすい交通安全施設の整備を進め、安全で円滑な交通環境を創出する。

区 分	本年度事業規模		6年度事業実績	
交通安全施設整備事業	視覚障害者用付加装置	6基	視覚障害者用付加装置	12基
	視覚障害者誘導帯	9本	視覚障害者誘導帯	10本

イ 道路管理者所管事業

高齢者や障害のある人、車椅子利用者など交通弱者が安心して社会参加できるように、駅等の主要な交通拠点と公共施設等を結ぶアクセス道路について緊急を要する箇所から歩道段差の解消やスロープ、視覚障害のある人のための誘導ブロックの点検・整備等の改善工事を行う。

区 分	本年度事業規模	6年度事業実績
歩行空間のバリアフリー化	L=1.00km	L=0.03km

(4) 道路の新設・改築による交通安全対策の推進

ア 道路の新設・改築による歩道等の整備

既設の道路の拡幅、バイパス等による歩道の設置を行う。

イ 防災事業

落石、法面崩壊等のおそれのある箇所について、落石防止柵(網)、法枠等を実施する。

区 分	本年度事業規模		6年度事業実績	
防災事業	国土交通省管理	4箇所	国土交通省管理	2箇所
	県管理	29箇所	県管理	33箇所

(5) 高速自動車国道における交通安全施設等の整備

高速道路における雨天や夜間等での事故や、道路構造上中央分離帯が設置されていない対面通行区間(暫定供用区間)の対向車線飛び出しによる重大事故、逆走車両による第三者巻き込み事故等の交通事故防止を推

交通政策課

くらし安全安心課

障害福祉課

道路整備課

道路整備課

交通規制課

中国地方整備局

岡山国道事務所

道路建設課

道路整備課

都市計画課

高速道路交通警察隊

西日本高速道路(株)

本州四国連絡高速道路(株)

進するため、交通事故状況の情報収集を行い、交通事故発生要因の分析を行う。

また、交通事故分析に基づいた効果的かつ重点的な交通事故対策を関係機関と推進し、安全・安心な高速道路の実現を目指す。

(6) 瀬戸中央自動車道における交通安全施設等の整備

瀬戸中央自動車道での安全確保のため、舗装補修、路面標示等を実施する。

区 分	本年度事業規模		6年度事業実績	
交通安全施設の整備	舗装補修	約6,169m ²	舗装補修	約14,289m ²

本州四国連絡高速道路(株)

2 効果的な交通規制の推進

(1) 持続可能な交通規制の推進

将来にわたって必要な交通安全施設を整備し、適切な維持管理・更新等を継続していくため、交通実態に即した交通規制の見直しを推進する。

また、交通安全施設のストック管理及び必要性が低下した交通規制の改廃を持続的に推進する。

交通規制課

(2) 自転車通行環境の整備

良好な自転車交通秩序の実現のため、道路利用者の意見を踏まえた上で、道路管理者、自治体等の関係機関と連携し、自転車専用の走行空間の整備、自転車と歩行者との分離等を推進して、自転車通行環境の整備を図る。

交通規制課

(3) 高速自動車国道等における交通規制

安全で円滑な高速道路交通を確保するため、道路構造、安全施設の整備状況等を勘案し、適切な交通規制を推進する。特に道路管理者により道路構造等が改良された区間では、改良に応じた速度規制の見直しを図り、安全で円滑な道路交通の確保に努める。

また、交通事故、異常気象等の交通障害発生時には、その状況に即した臨時交通規制を迅速・的確に実施し、二次障害の発生を防止する。

高速道路交通警察隊

(4) 交通事故多発地域における重点的交通規制

交通事故分析等に基づき、交通事故の多発している路線、区間及び地点で、特に交差点、カーブ等の交通危険箇所について、道路利用者の意見を踏まえつつ、道路管理者等の関係機関と連携して必要な交通規制の実施及び交通安全施設の整備を推進する。

交通規制課

(5) 災害発生時における交通規制等

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、緊急交

交通規制課

通路を確保するとともに、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速・的確に実施する。

また、それに伴う交通の混乱等を最小限に抑えるため、広報媒体等を活用して、災害の状況や交通規制等に関する情報を提供して迂回誘導を行う。

3 生活道路の交通安全対策「ゾーン30プラス」の推進

歩行者等の通行を最優先とし、通過交通を可能な限り抑制することに地域住民の同意がある場所で、最高速度30km/hの区域規制等が実施され、又は実施予定の場所については、物理的デバイスとの適切な組み合わせにより、更なる交通安全の向上を図る「ゾーン30プラス」の設定を推進する。

4 環状交差点（ラウンドアバウト）の導入

環状交差点（ラウンドアバウト）は、信号のない円形の平面交差点であり、交差点への進入速度が抑制されるため重大な交通事故が起きにくいほか、信号制御不要のため災害等の影響を受けにくいとされている。

岡山県では、浅口市寄島町及び吉備中央町吉川の２箇所を導入しており、今後も、交差点改良の１つの方法として、多枝交差点や変則交差点など、効果が見込める箇所への導入を検討する。

5 高度道路交通システム（ITS）の整備

最先端の情報通信技術（ＩＴ）等を用いて、人と道路と車を一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的とした高度道路交通システム（ＩＴＳ）の推進を図る。

6 交通需要マネジメント（TDM）の推進

都市部を中心に依然として著しい交通渋滞が発生しているところ、渋滞の緩和による道路交通の円滑化を図るため、公共交通機関への転換、共同配送等による自動車利用の効率化、フレックスタイムの導入等交通需要の平準化等により、道路利用の仕方を工夫するための交通需要マネジメント（TDM）施策を推進する。

7 総合的な駐車対策の推進

(1) 秩序ある駐車の推進

きめ細かな駐車規制を実施して、無秩序な路上駐車を抑制する。

岡山市中心部では、放置車両確認事務の民間委託を行い、違法駐車を排除する。

（２）違法駐車対策の推進

ア 地域の実態に応じた危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向した取締

りを推進する。

イ 運転者の責任を追及できない放置車両は、当該車両の利用者に対する放置違反金納付命令を行い、繰り返し放置違反金納付命令を受けた利用者に対しては、違反車両の使用制限命令を活用し、利用者責任を追及する。

(3) 路外駐車場等の整備

一定規模以上の店舗等の立地に際しては、適切な収容台数、位置を確保するよう促すとともに、市街地においては、駐車場の需給の現況や将来の見通しを勘案しつつ必要な収容台数の確保に努める。

(4) 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚

違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、県民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、住民の理解と協力を得ながら違法駐車を排除する気運の醸成・高揚を図る。

都市計画課
交通規制課
市町村

交通企画課
交通指導課
交通規制課
市町村

8 地域住民等と一体となった安全な道路環境の整備

安全な道路交通環境の整備に当たっては、地域住民や道路利用者の参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、道路利用者等の意見を採り入れ、道路交通環境の整備に反映させる。

また、安全で良好なコミュニティの形成を図るために、交通安全対策に関して住民が計画段階から積極的に参加できる仕組みをつくり、行政と住民の連携で交通安全対策を推進する。

中国地方整備局
道路整備課
交通規制課
市町村

9 用水路等への転落防止対策の推進

用水路等への転落事故を未然に防ぐため、道路管理者や警察、消防と連携して、事故の原因や危険箇所の分析を行った上で、優先的に対策を行うべき場所や、対策工法を示した「用水路等転落事故対策ガイドライン」を令和2年3月に取りまとめた。このガイドラインを参考に、施設管理者において、行政、関係団体や地域組織等が連携しながら、現場状況に応じた効果的なソフト、ハード対策を進めることにより、用水路等への転落事故防止を推進する。

中国地方整備局
くらし安全安心課
耕地課
農村振興課
道路建設課
道路整備課
交通規制課
市町村

10 キッズゾーンの設定

未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全を確保するため、保育所等の周囲半径500メートルをキッズゾーンに設定する。

キッズゾーンにおいては、必要に応じて交通規制の実施及び交通安全施設を整備する。

交通規制課
市町村

11 その他道路交通環境の整備

(1) 道路使用の適正化

交通規制課

道路工事等のための道路使用については、安全で円滑な交通と適正な使用を確保することを基本方針として適正な許可事務を行う。

また、岡山県交通安全活動推進センターとの緊密な連携により、関係方面に対する啓発、工事業者の指導を強化し、無秩序な掘返しや道路の不正使用を排除するとともに、工事に伴う許可条件の履行状況、工事終了後の原状回復の状況等の調査を実施し、現場管理の徹底を図る。

(2) 自動運転技術の進展を支援する取組の推進

「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」に沿った実証実験を行おうとする実施主体に対する必要な助言・指導及び「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」に沿った道路使用許可の申請に対する適切な対応等の自動運転技術の進展を支援する取組を推進する。

交通企画課
交通規制課

(3) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき迅速かつ的確に通行の禁止又は制限をするとともに、車両制限令に定める幅、重量、高さ等の最高限度を超える特殊車両の通行について、警察等関係機関と連携を図りつつ、インターチェンジ等において指導、取締りを実施する。

また、車両の積載物落下防止等の措置権限に基づき、上記の取締りと同時に積載不适当車両の指導取締りを実施する。道路巡回時に発見した場合においては、注意又は是正指導を行うものとする。

さらに、貨物自動車等の自動車運送事業者(車)に対して、車両制限令等に関する講習会を開催し、運輸局関係機関の協力の下に、過積載車両や積載不适当車両が、道路構造・道路交通に及ぼす影響についても認識してもらい、車両制限令等関係法令の遵守についての啓発に努める。

中国地方整備局
道路整備課
交通指導課
西日本高速道路㈱
本州四国連絡高速道路㈱

(4) 自転車等駐輪対策の推進

バス、鉄道等の公共交通の利用促進と自転車利用者等の利便を増進し、駅周辺の放置自転車等の解消を図るため、都心部での放置自転車等の積極的な排除を進めるとともに、バス停留所、鉄道駅周辺に自転車駐輪場を計画的に整備する。

交通政策課
交通規制課
市町村

(5) 子どもの遊び場等の確保

児童に健全な遊び場を提供し、児童の健康増進と情操教育を目的とする児童館の利用を促進する。

また、駐車場、道路の一部、企業のグラウンド等の開放、遊びの指導を行うほか、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園等の都市公園を整備する。

子ども未来課
都市計画課
市町村

（６）無電柱化の推進

防災性の向上、都市景観の整備、安全で円滑な道路交通や良好な歩行空間の確保等を図るため、電線共同溝等の整備及び道路法に基づく新設電柱の占用制限制度の適切な運用により無電柱化を推進する。

中国地方整備局
道路整備課
都市計画課

第６節 救助・救急体制等の整備

１ 救助・救急体制の整備・拡充

交通事故による負傷者の救命を図るとともに、被害を最小限にとどめるため、次により救助・救急体制の整備拡充を図る。

（１）救助体制の整備・充実

救急時における救助体制については、市町村消防機関の体制の充実を図るとともに、関係機関相互の密接な連携強化に努める。

消防保安課
各消防本部

（２）救急現場及び搬送途上における応急処置等の充実

救命効果の向上を図るため、応急処置範囲の拡大に対応した救急救命士の配置を進め、救急現場及び搬送途上における応急処置等の充実を図る。

消防保安課
各消防本部

（３）高速自動車国道等における救急体制の整備

高速道路等における救急業務については、沿線市町村と西日本高速道路㈱又は本州四国連絡高速道路㈱が協力して迅速かつ効果的な人命救助活動を実施する。

また、高速道路交通警察隊、医療機関などの関係機関との連携体制の強化を図る。

消防保安課
各消防本部
西日本高速道路㈱
本州四国連絡高速道路㈱

ア 中国自動車道については、次のとおりの体制で救急業務を実施する。

実 施 区 間	上・下線別	救急業務実施機関
佐用ＩＣ～作東ＩＣ	下り線	西はりま消防組合消防本部
勝央ＪＣＴ～佐用ＩＣ	上り線	美作市消防本部
作東ＩＣ～津山ＩＣ	下り線	
院庄ＩＣ～勝央ＪＣＴ	上り線	津山圏域消防組合消防本部
津山ＩＣ～落合ＪＣＴ	下り線	
北房ＩＣ～院庄ＩＣ	上り線	真庭市消防本部
落合ＪＣＴ～新見ＩＣ	下り線	
新見ＩＣ～北房ＩＣ	上り線	新見市消防本部
新見ＩＣ～東城ＩＣ	下り線	
東城ＩＣ～新見ＩＣ	上り線	備北地区消防組合消防本部

イ 山陽自動車道については、次のとおりの体制で救急業務を実施する。

実 施 区 間	上・下線別	救急業務実施機関
赤穂ＩＣ～備前ＩＣ	下り線	赤穂市消防本部
和気ＩＣ～赤穂ＩＣ	上り線	東備消防組合消防本部

備前 I C～山陽 I C	下り線	
山陽 I C～和気 I C	上り線	赤磐市消防本部
山陽 I C～岡山 I C	下り線	
岡山 J C T～山陽 I C	上り線	岡山市消防局
岡山 I C～倉敷 J C T	下り線	
玉島 I C～岡山 J C T	上り線	倉敷市消防局
倉敷 J C T～鴨方 I C	下り線	
倉敷 J C T～早島 I C	上下線	
笠岡 I C～玉島 I C	上り線	笠岡地区消防組合消防本部
鴨方 I C～福山東 I C	下り線	
福山東 I C～笠岡 I C	上り線	福山地区消防組合消防局

ウ 岡山自動車道については、次のとおりの体制で救急業務を実施する。

実 施 区 間	上・下線別	救急業務実施機関
賀陽 I C～岡山 J C T	上り線	岡山市消防局
岡山 J C T～岡山総社 I C	下り線	
賀陽 I C～有漢 I C	下り線	
岡山総社 I C～賀陽 I C	下り線	総社市消防本部
有漢 I C～賀陽 I C	上り線	高梁市消防本部
有漢 I C～北房 J C T	下り線	
北房 J C T～有漢 I C	上り線	真庭市消防本部

エ 米子自動車道については、次のとおりの体制で救急業務を実施する。

実 施 区 間	上・下線別	救急業務実施機関
蒜山 I C～落合 J C T	上り線	真庭市消防本部
落合 J C T～江府 I C	下り線	

オ 瀬戸中央自動車道（一般国道30号）については、次のとおり高速自動車国道と同様の体制で救急業務を実施する。

実 施 区 間	上・下線別	救急業務実施機関
早島 I C～児島 I C	上下線	倉敷市消防局
児島 I C～櫃石島管理用出入口	下り線	
櫃石島管理用出入口～児島 I C	上り線	坂出市消防本部
坂出 I C～櫃石島管理用出入口	上下線	

（４）消防相互応援体制の整備

消防本部の保有する消防力では対処しきれない場合、他の消防等関係機関による消防の相互応援体制を確立し、医療機関収容にいたるまでの救助・救急活動の適正かつ迅速化を図る。

消防保安課

各消防本部

西日本高速道路㈱

本州四国連絡高速道路㈱

（５）救助・救急設備等の整備

救急自動車、救助工作車、救助資機材等の整備、特に高規格救急自動車、高度救命用資機材の整備を促進し、救命率向上に向けた体制の整備

消防保安課

各消防本部

に努める。

(6) 消防防災ヘリコプターの活用

消防防災ヘリコプターを運航し、市町村消防機関の行う救助、救急活動を支援する。岡山市消防ヘリやドクターヘリ、医療機関とも連携し、交通遠隔地からの救急搬送等を実施し、ヘリコプターの持つ機動性を生かして救命率及び社会復帰率の向上を図る。

消防保安課
各消防本部
西日本高速道路㈱
本州四国連絡高速道路㈱

(7) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

岡山県消防学校において次のとおり救助隊員及び救急隊員の養成及び教育を行う。

区 分	本年度事業規模	6 年度事業実績
救助・救急隊員の養成	救助科(1 か月) 39人	救助科(1 か月) 42人
	救急科(2 か月) 58人	救急科(2 か月) 51人
	特別教育講習 36人	特別教育講習 48人

消防保安課
各消防本部

(8) 救急救命士の養成

救急救命士を養成するため、同資格取得試験の受験要件となる教育訓練を行う一般財団法人救急振興財団等に、県下の消防本部から救急隊員を派遣する。

区 分	本年度事業規模	6 年度事業実績
救急救命士養成	養成数 20人	養成数 17人

消防保安課
各消防本部

(9) 応急手当の普及

市町村、消防本部等において、感染防止対策を行ったうえで自動体外式除細動器(AED)の使用など救急法の講習会等の計画的な推進を図る。
また、学校においては、中学校の教科「保健体育」、高等学校の科目「保健」において人工呼吸及び心肺蘇生法等の応急手当について指導する。

保健体育課
各消防本部

2 救急医療体制の整備

(1) 救急医療機関等の整備

「救急病院等を定める省令」に基づく救急病院、救急診療所として令和7年4月1日現在で87施設を認定しており、引き続き救急業務に協力する医療機関の拡充を図る。

また、在宅当番医制などの初期救急医療体制、入院や手術等を必要とする救急患者に対応する病院群輪番制などの二次救急医療体制及び救命救急センターが担う、重篤な患者へ24時間体制で高度な医療を提供する三次救急医療体制の一層の充実を促進し、医療機関相互の連携の強化を図る。

医療推進課

(2) 救急医療情報システムの整備

医療推進課

消防本部に対して、救急患者の搬送先の選定に必要な医療機関の応需情報等の提供を行う救急医療情報システムを運用することで、関係機関相互の連携を図る。

各消防本部

(3) 二次医療圏における救急医療体制の整備

医療推進課

二次医療圏単位で救急医療体制推進協議会を設置し、各圏域における課題の抽出、対応方針の検討等を行うとともに、関係機関の連携強化を行うことで地域の実情に応じた救急医療体制の整備を図る。

区 分	本年度事業規模	6年度事業実績
二次医療圏における救急医療体制の整備	二次医療圏域救急医療体制推進事業 (県下5圏域で実施)	二次医療圏域救急医療体制推進事業 (県下5圏域で実施)

(4) ドクターヘリ事業の推進

医療推進課

救急患者への救命医療を救急現場から直ちに行い、救命救急センター等に迅速に搬送することで、救命率の向上や後遺症を軽減させることができるよう、ドクターヘリ(医師等が同乗する救急専用ヘリコプター)事業の継続実施に向けて支援を行う。

各消防本部

(5) 「救急の日」及び「救急医療週間」の普及・啓発

消防保安課

「救急医療週間」(「救急の日」である9月9日を含む1週間)を中心とし、救急医療及び救急業務に対する県民の正しい理解と認識を深めるための事業を実施する。

医療推進課

各消防本部

(6) 救急関係機関の協力関係の確保等

消防保安課

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連絡体制の明確化を促進する。

医療推進課

各消防本部

さらに、特に多くの被害者の生じる大規模な交通事故等が発生した場合に備え、各消防本部とDMA Tとの連携を推進する。

第7節 自動車損害賠償責任保険制度の充実

1 自賠責制度の広報

岡山運輸支局

無保険(無共済)車を排除するため、各種交通安全運動において、街頭取締りの強化及び無保険車指導監視の効果的な活動を実施するとともに、関係機関・団体の参加協力を得て、自賠責制度の重要性を広くPRする。
(9月1日～30日予定)

2 原動機付自転車等への対応

岡山運輸支局

原動機付自転車など車体検査制度の適用のない車両について、自動車損害賠償責任保険(自動車損害賠償責任共済)の期限切れのないよう広報指導を徹底する。また、特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)に

についても、自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償責任共済）の加入義務があることを広く周知する。

第8節 交通事故被害者支援の充実強化

1 交通事故相談業務の充実

（1）県交通事故相談所の相談指導業務の充実

交通事故の被害者及び加害者の救済のために、補償問題、更生問題、示談の方法等について、次のとおり無料相談を実施する。

また、相談員の資質向上を図るため、各種研修会に派遣するとともに、交通事故相談所を設置している岡山市、倉敷市の交通事故相談員の資質向上を図る。

名 称	場 所	相 談 日 (祝日、年末年始を除く。)	
岡山県交通事故相談所	きらめきプラザ	月曜～金曜	9:00～12:00 13:00～16:00
岡山県交通事故相談所 津山支所	美作県民局	毎月第3木曜	13:00～16:00
巡回相談 ※事前予約制	笠岡市役所	毎月第3水曜	10:00～12:00
	新見市役所	毎月第2金曜	13:00～15:00
弁護士相談	きらめきプラザ	偶数月第2水曜	祝日を除く
	美作県民局	奇数月第3木曜	13:00～16:00

（2）広報活動

交通事故相談活動の周知徹底を図るため、広報紙等各種広報媒体を活用して、積極的広報活動を行う。

2 交通事故被害者等の心情に配慮した支援の推進

交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、警察署、交通安全活動推進センターの被害者支援員等により推進するとともに、関係機関・団体との連携を図る。

また、被害者等に交通事故の概要、捜査経過、事件処理結果等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故の被害者とその家族のために」（交通事故被害者の手引き）を作成し、活用する。

特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の被害者や遺族には、被疑者の検挙、送致状況、捜査状況等を連絡するとともに、行政処分に関する情報についても適切に教示する。

交通死亡事故の遺族、重度後遺障害を受けた方等からの加害者に対する行政処分結果についての問い合わせに適切に対応する。

3 その他の援助活動

（1）岡山県交通指導員等賞じゅつ金支給制度の運用

くらし安全安心課

くらし安全安心課

交通指導課
運転管理課

くらし安全安心課

街頭において献身的な活動をしている交通指導員が、業務を遂行中の現場において死亡又は負傷した場合、災害補償として賞じゅつ金を支給する。

種 別	金 額	備 考
死亡者賞じゅつ金	100万円	
身体障害者賞じゅつ金	100万円～10万円	身体障害の程度 1 級～14級
負傷者賞じゅつ金	10万円～ 1 万円	負傷の程度 1 級～ 4 級

(2) 交通遺児等貸付金等の活用

自動車事故による被害者援護として、自動車事故対策機構による交通遺児等貸付け及び介護を要する後遺障害のある人への介護料支給制度の活用を推進する。（問合せ先：独立行政法人自動車事故対策機構）

くらし安全安心課

(3) 交通遺児就学援助資金支給制度の活用

義務教育諸学校等に在学中の交通遺児に対して、岡山県交通安全対策協議会による交通遺児就学援助資金支給制度を活用し、就学援助資金を交付する。

くらし安全安心課

〈交通遺児就学援助資金〉

区 分	金 額	支 給 対 象 者
小学1年生	110,000円	岡山県内の義務教育諸学校・高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校に在学する交通遺児で、その保護者の生活状況が一定以上に困窮している者
小学3年生	110,000円	
小学6年生	110,000円	
中学3年生	130,000円	
高校2年生	160,000円	

第9節 道路交通事故原因の総合的な調査研究の推進

交通事故の実態を的確に把握し、効果的な交通安全対策の検討、立案等に資するため、人、道路及び車両について総合的な観点からの事故分析を行う。さらに、保有する交通事故調査・分析に係る情報を県民に対して積極的に提供することにより、交通安全に対する県民の意識の高揚を図る。

くらし安全安心課
交通企画課

第2章 鉄軌道交通の安全

第1節 鉄軌道交通環境の整備

1 鉄軌道施設等の安全性の向上

鉄軌道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。研究機関の専門家による技術支援制度を活用するなどして、技術力の向上についても推進する。

また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する。切迫する南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。

さらに、駅施設等について、高齢者・視覚障がい者をはじめとするすべての旅客のプラットホームからの転落・接触等を防止するため、ホームドアの整備を加速化するとともに、ホームドアのない駅での視覚障がい者の転落事故を防止するため、内方線付き点状ブロックの設置や新技術等を活用した転落防止対策を推進する。

区 分	事業規模(本年度の事業)	6年度事業実績
線路設備等の整備	【西日本旅客鉄道 (中国統括本部)】 軌道の強化 一式 線路防護設備等の整備 10箇所 駅施設の整備 5箇所	【西日本旅客鉄道 (中国統括本部)】 軌道の強化 一式 線路防護設備等の整備 10箇所 駅施設の整備 4箇所
	【西日本旅客鉄道 (新幹線鉄道事業本部)】 軌道の強化 一式 耐震補強 3箇所 線路防護設備等の整備 1箇所	【西日本旅客鉄道 (新幹線鉄道事業本部)】 軌道の強化 一式 耐震補強 5箇所 線路防護設備等の整備 1箇所
	【日本貨物鉄道】 軌道の強化 一式	【日本貨物鉄道】 軌道の強化 一式
	【水島臨海鉄道】 軌道の強化 一式 その他鉄道線路の整備 一式 駅施設の整備 1箇所	【水島臨海鉄道】 軌道の強化 一式 その他鉄道線路の整備 一式 —
	【智頭急行】 —	【智頭急行】 軌道の強化 一式
	【井原鉄道】 軌道の強化 一式	【井原鉄道】 軌道の強化 一式

中国運輸局

各鉄軌道事業者

	橋りょう整備 1箇所 耐震補強 1箇所 線路防護設備等の整備 2箇所	橋りょう整備 1箇所 耐震補強 1箇所 —
	【岡山電気軌道】 軌道の強化 一式	【岡山電気軌道】 軌道の強化 一式
電車線路等の整備	【西日本旅客鉄道 (中国統括本部)】 —	【西日本旅客鉄道 (中国統括本部)】 変電所等設備の整備 変成機器 2個 遮断器 3個
	【西日本旅客鉄道 (新幹線鉄道事業本部)】 電路設備の整備 36件 変電所等設備の整備 変成機器 1個 —	【西日本旅客鉄道 (新幹線鉄道事業本部)】 電路設備の整備 40件 変電所等設備の整備 — 遮断器 2個

2 運転保安設備等の整備

曲線部等への速度制限機能付き自動列車停止装置（ＡＴＳ）等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等の整備については引き続き推進を図る。

中国運輸局
各鉄軌道事業者

区 分	事業規模(本年度の事業)	6年度事業実績
運転保安設備の整備	【西日本旅客鉄道 (中国統括本部)】 信号保安設備の整備 — 自動列車停止装置 (地上) 2箇所 その他 7箇所	【西日本旅客鉄道 (中国統括本部)】 信号保安設備の整備 列車集中制御装置 1区間 自動列車停止装置 (地上) 3箇所 その他 4箇所
	【西日本旅客鉄道 (新幹線鉄道事業本部)】 保安通信設備の整備 列車無線設備 1式	【西日本旅客鉄道 (新幹線鉄道事業本部)】 保安通信設備の整備 列車無線設備 1式
	【日本貨物鉄道株式会社】 信号保安設備の整備 その他 4箇所	【日本貨物鉄道株式会社】 —
	【智頭急行】 信号保安設備の整備	【智頭急行】 信号保安設備の整備

列車集中制御装置 1箇所	—
—	自動列車停止装置 (地上) 2箇所
その他 1箇所	—
【井原鉄道】 信号保安設備の整備 自動列車停止装置 (地上) 1式 連動装置 7箇所 その他 2箇所 保安通信設備 その他 2箇所	【井原鉄道】 信号保安設備の整備 — — その他 2箇所 —

第2節 鉄軌道交通の安全に関する知識の普及

運転事故の大部分を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄軌道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施等において広報活動を積極的に行い、鉄軌道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

第3節 鉄軌道の安全な運行の確保

1 保安監査の実施

鉄軌道事業者に対し、定期的に又は重大な事故等の発生を契機に保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。また、計画的な保安監査のほか、同種トラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施するなど、保安監査の充実を図る。

2 運転士の資質の保持

運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。また、資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。

中国運輸局
各鉄軌道事業者

中国運輸局
各鉄軌道事業者

中国運輸局
各鉄軌道事業者

3 安全上のトラブル情報の共有・活用

鉄軌道事業者の安全担当管理者による鉄軌道保安連絡会議・運転管理者会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行う。また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄軌道事業者へ周知・共有することによる事故等の再発防止に活用する。

さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。

中国運輸局
各鉄軌道事業者

4 気象情報等の充実

鉄軌道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表及び迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の質的向上に努める。鉄軌道事業者は、これらの気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、安全を確保しつつ、鉄軌道施設の被害軽減と安定輸送に努める。

また、気象、地震、津波、火山現象等に関する観測施設を適切に整備・配置し、維持するとともに、防災関係機関等との間の情報の共有化やICTを活用した観測・監視体制の強化を図るものとする。さらに、広報や講習会等を通じて気象知識の普及に努める。

中国運輸局
岡山地方気象台
西日本旅客鉄道㈱
各鉄軌道事業者

5 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

国及び鉄軌道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故等が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

事故等が発生した場合の混乱を軽減するため、鉄軌道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、鉄軌道利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

また、情報提供を行うに当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

中国運輸局
各鉄軌道事業者

6 運輸安全マネジメント評価の実施

鉄軌道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施する。また、運輸安全マネジメント評価を通じて、運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸安全防災マネジメントの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏まえた運輸事業者の安全への取組及び事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。

中国運輸局
各鉄軌道事業者

7 計画運休への取組

鉄軌道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状

中国運輸局
各鉄軌道事業者

況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。

また、情報提供を行うに当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

第4節 鉄軌道車両の安全性の確保

中国運輸局

発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。

第5節 救助・救急活動の充実

中国運輸局

鉄軌道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄軌道事業者と消防機関、医療機関その他関係機関との連携・協力体制の強化を図る。

消防保安課
各消防本部

また、鉄軌道職員に対する、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。

第6節 被害者支援の推進

中国運輸局

公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、国土交通省に設置した公共交通事故被害者支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネート機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を担うこととしている。引き続き、関係者からの助言を頂きながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。

各鉄軌道事業者

第7節 鉄軌道事故等の原因究明と事故等防止

中国運輸局

鉄軌道事故及び鉄軌道事故の兆候（鉄軌道重大インシデント）の原因究明をさらに迅速かつ的確に行うため、調査を担当する職員は専門的な研修を受講し、調査技術の向上を図るとともに、新たな調査機材を活用した調査手法の構築、過去の事故等調査で得られたノウハウ、同種事故の比較分析など事故調査結果のストックの活用等により、調査・分析手法の高度化を図る。

各鉄軌道事業者

また、事故等の調査結果の情報については、「保安情報」として鉄軌道事業者へ周知し、同種事故等の未然防止に向けた指導を図る。

第3章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備等の促進

遮断時間が特に長い踏切道(開かずの踏切)や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である立体交差化により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築に当たっても、極力立体交差化を図る。

加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、早期に安全・安心を確保するため、各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造改良や歩行者等立体横断施設の設置、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備等の一体対策を促進する。

また、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車が錯綜することがないように歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。

さらに、平成27年10月の高齢者等による踏切事故防止対策検討会の取りまとめを踏まえ、平滑化等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進する。

以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。

また、従前の踏切対策に加え、改札口の追加や踏切周辺道路の整備等、踏切横断交通量削減のための踏切周辺対策等を推進する。

区 分	本年度事業規模	6年度事業実績
踏切道等の整備	【西日本旅客鉄道 (中国統括本部)】 —	【西日本旅客鉄道 (中国統括本部)】 整理統合 1箇所

第2節 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を促進する。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。

道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、併せて道路標識

中国運輸局
道路建設課
道路整備課
都市計画課
各鉄軌道事業者

中国運輸局
交通規制課
各鉄軌道事業者

の高輝度化等による視認性の向上を図る。

区 分	本年度事業規模	6年度事業実績
踏切保安設備の整備	【西日本旅客鉄道 (中国統括本部)】 3種の1種化 2箇所 —	【西日本旅客鉄道 (中国統括本部)】 — 踏切支障報知装置(自動) 2箇所
	【水島臨海鉄道】 踏切支障報知装置 1箇所 — その他 1式	【水島臨海鉄道】 — 踏切遮断機 1箇所 —

第3節 踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。

ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。

中国運輸局
中国地方整備局
道路建設課
道路整備課
都市計画課
各鉄軌道事業者

第4節 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

緊急に対策の検討が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。

また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置や車両等の踏切通行時の違反行為に対する交通指導取締りを適切に行う。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。また、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ適切に対応していく。

平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、法指定された踏切道については、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救

中国運輸局
道路建設課
道路整備課
都市計画課
交通指導課
交通規制課
各鉄軌道事業者

急・救命活動や緊急物資輸送の支障の発生等の課題に対応するため、関係者間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断の解消や迂回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進する。